

市民の声等の公表事項

令和 8 年 4 月 2 7 日作成

【件名】 2 0 2 6 年度予算要望書について
【受付 令和 8 年 2 月 5 日】 【担当課 取りまとめ生活安全課 】
【分類】 (1) くらし・手続き (2) 子育て・健康・福祉 (3) 教育・文化・スポーツ (4) 企業・産業・観光 (5) 安全・安心 (6) その他
【市民の声】 1 生活保護行政の充実のために (1) 昨年の最高裁の違法判決を踏まえて、市民から提起されてきた審査請求を一貫して否定してきた藤田市長は、生保利用者にキチンと謝罪すべきではないか。 また、現在の異常で急激な物価高騰の中で苦しんでいる、生保利用者の生活実態を調査し、生活支援も含めて市政施策に反映されるよう強く要請します。 (2) 山陽小野田市の生活保護級地が 3 級地となっており、隣の 2 級地の宇部市に比べて地方交付税等への算定根拠などが低く抑えられている。市民の生活実態からしても殆ど差がない生活圈であり、国に対して 2 級地への見直しの要請を行うこと。 (3) 生活保護の申請から決定までは、生活保護法は原則 2 週間以内と定められている。2 週間を過ぎる場合には生活保護決定通知書に「決定遅れの理由明示」記載は当然としても、法第 2 4 条上の措置であり 2

週間以内に決定ができない場合には、文書で遅れの原因と理由を丁寧に説明し、理解と納得を得る必要があります。

(4) 家庭訪問などを行うケースワーカーは、市の服務規程にあるように身分証明書を携行するとともに、少なくとも最低限の市民道徳と生保利用者への敬意と人権の尊重を基本に対応する必要があります。

(5) 山陽小野田市のケースワーカーに社会福祉士の有資格者が一人もいないのは生活保護行政そのものが問われることになります。少なくともケースワーカー在任中の資格取得を保障するとともに、女性のケースワーカーを増員すること。

(6) 生活保護費の変更通知に関する「支給明細」については、その内容を生保利用者が理解し易いように改善する自治体も近年増えていきます。山陽小野田市は「システム上変更はムリ」との回答ですが、システムは行政の要請に基づいて業者が作成し契約するものであり、他の自治体のように生保利用者に分かり易い「支給明細」に改善することになぜ躊躇するのか。

(7) 毎年酷くなる猛暑の中でも電気代の高騰のためにエアコンのスイッチをONにできない家庭がかなりあり、熱中症のリスクが深刻な状況になっています。

緊急の課題として、冬季加算の増額と夏季手当の復活を国に要望するとともに、利用できない古いエアコンを持つ生活保護利用者に買い替え等への援助措置とともに、福祉資金貸付の積極的な利用措置を講じてください。

(8) 生保利用者が通院移送費の請求をためらう傾向があります。「生活保護のしおり」に通院移送費の支給を明記するとともに、現に通院している生保利用者について、担当者は把握する立場にあり、通院移送費を請求するように援助し、「この程度の金額だったら我慢できる」など請求をためらうことのないように指導、援助すること。

2 市営住宅の改善のために

(1) 市営有帆団地のアパートの電気ブレーカーの容量が小さ過ぎて、エ

エアコンや電子レンジ等の電気容量の大きい機器を接続すると他の電気機器が使えないばかりか、コンセントの過熱など不具合が発生し、火災の危険性も生じるなど緊急に対策が必要となっています。現在の入居者の日常生活に合わず、不便と我慢を強いるような低容量の電気ブレーカーは直ちに改善すべきです。

- (2) 有帆団地など低容量の電気ブレーカーの容量アップと同時に、入居者にとって、必需品となっているエアコン用のコンセントは業者による設置が必要で、設置費用も2万円程度が入居者の負担とされ、市販のコンセントで対応できる軽微な負担ではありません。条例施行規則上「必需品とされる」コンセント設置はテレビ用端子と同じように市の責任範囲とすべきではないか。
- (3) 宇部市は65才以上のエレベーターのない市営住宅の高層階に住む高齢者は、「本人の申請」により低層階への転居ができる対応をしているが、山陽小野田市は医師の診断書を住み替えの条件としている。しかし、市条例や施行規則にはそのような規定はなく単なる市による「運用」に過ぎません。高齢者の低層階への転居は人権問題としてとらえ、高齢者本人の申請により対応できるように「運用」を改善して下さい。
- (4) 市営住宅には火災予防のための消火器等が設置されていますが、入居者がいざという時に対応できるように消火器訓練を実施して下さい。
- (5) 高齢化社会のなかで高層階のアパート対策としてエレベーターの設置が必須条件となっていますが、国・県に対してエレベータ未設置のアパートへのエレベーター設置の補助金の増額を要請して下さい。
- (6) 北竜王市営アパート駐車場の白線が消えかかっているので、白線を引き直して下さい。
- (7) 市営住宅入居に際しての連帯保証人の確保が困難な「特別の理由」を明確にしてください。6か月分の家賃滞納に責任を持つ連帯保証人の確保が困難な入居者への保証会社等への対応を検討して下さい。

3 将来的なビジョンを持って公共交通機関の整備を

- (1) 地球温暖化防止対策としての排ガス規制や公共交通網の位置づけを明確にするとともに、高齢化社会の中での山陽小野田市内の公共交通網の整備を体系化して下さい。

J R新幹線や山陽本線、小野田線とバス路線及びデマンド交通網の体系化とともに利便性を促進しマイカー自粛運動や排ガス規制の市独自の目標を明確にして公共交通問題を解決する必要があります。

- (2) 免許証返上などにより日常的に行動範囲が狭くなっている高齢者が、高速バスなど公共交通機関を利用して気軽に遠出ができる、高齢者割引「100円パス」を検討して下さい。萩市等では高齢者が萩始発バスに乗車すると、山口県内どこまで行っても100円で行ける「高齢者100円パス」が、高齢者の社会参加と活動を大きく広げる施策として大変喜ばれており、山陽小野田市でも実施をしてください。

- (3) 市内の路線バスでのIC導入は単にキャッシュレス化だけが眼目ではなく、各バス会社共通のICカード化による政策料金の設定で、「1日乗車券」や「乗り継ぎ料金なし」等で利用者の利便性を高める市独自の施策を進めて下さい。

- (4) 市内の路線バスやコミュニティバス、デマンド交通などを抜本的に見直す時期にきています。現状の便数の少ない「公共交通の運行に市民が生活を合わせる」方式では、多くの市民生活の実態や利便性を無視し、市民を置き去りにした運行といえます。

市民参加の公共交通会議などを設置して「公共交通のあり方」に関して、抜本的に検討を進める必要がありませんか。

- (5) 宮崎県日向市は市内の各バス路線等を見直して、昨年12月から『利用者が「行きたい時に行きたい場所」アクセスできる、予約制「AIオンデマンドバス」サービス』として抜本的な公共交通体系「のるーと日向」の実証運行を開始しました。

地方都市のバス路線の弱点である①便数が少ない、②バスの時間に市民生活が縛られる、③乗り換え運賃がかかる等に関して、抜本的な

打開策として①ほぼ毎日運航、②時間の制約がなくタクシーなみにスマホで呼べる、③料金がどこまで行っても300円など、あくまで利用者の利便性を真ん中に置いた公共交通体系としているのが特徴です。

近年、このような既存の公共交通そのものを見直そうという動きが各地で始まっていますが、山陽小野田市も市独自の公共交通網の整備を行う必要があります。

4 障害者福祉事業の拡充を

- (1) COPD（慢性閉塞性肺疾患）など慢性呼吸不全で、在宅酸素療法を受けている患者が日常的に酸素供給装置の維持費等への補助事業があることを周知徹底すること。

5 国民健康保険の改善を

- (1) マイナンバーカードの普及促進を声高に宣伝しても、依然として多くの市民がマイナ保険証そのものをあまり利用せず、全国的にも利用者は少数にとどまっています。紙の国民健康保険証を廃止しないよう国に要請して下さい。
- (2) 国民健康保険の病院窓口での一部負担金の減免制度を、入院だけでなく外来窓口でも適用するとの方針に変更されました。「国保のしおり」などに一部負担金減免の内容に関して、分かり易く記載するとともに、国保保険料減免のように対象となる被保険者への周知徹底とともに、分かり易い減免基準や対象者の範囲など明確にして下さい。
- (3) 国保基金を活用するなどして、国保料の引き上げをやめて下さい。

6 介護保険の改善を

- (1) 介護保険の保険料の引き上げをやめるとともに、介護保険料が払えない低所得者の保険料滞納が増え続けており、滞納者への罰則は行わないで下さい。
- (2) 現在市内の介護施設への入所には、最低でも毎月12万円～15万

円程度の費用が必要とされます。国民年金など多くの年金受給者は月数万円程度しかなく介護度が高くても施設入所ができない人たちが多くいますが、そのような介護度の高い低所得者への具体的対策を立てて下さい。

- (3) 現在、年金支給月に合わせて徴収されている後期高齢者医療保険の保険料は申請により普通徴収も可能であり、毎回の保険料徴収額の軽減のために国保なみに納期を増やしてください。また保険料徴収は市町村の自主的な業務であり、条例改正を行い市独自の制度として窓口での自主納付を認めてください。

7 市民のための市民病院に

- (1) 山陽小野田市急患診療所が廃止され、小児の救急患者などは宇部市の「休日・夜間救急診療所」が対応しています。市の一般会計から救急医療改善のために毎年多額の繰入金を受ける市民病院として、救急患者を積極的に受け入れる病院にして下さい。医師会からも要請のある市民病院内に医師会とも連携した「急患診療所」を開設して下さい。
- (2) 依然として毎年のように市民病院の経営赤字が続いており、一般会計からの赤字補填が行われています。「公立病院の赤字は当然」ではなく、市民との信頼を回復し抜本的な赤字対策とともに経営の改善が急務ではありませんか。
- (3) 南海トラフ地震が予想される中、被災直後には市民病院が地域医療の中核となって被災者対応が求められています。しかし、現状は0メートル地帯に建設されており緊急時の医療機関として対応できるのか大いに疑問です。南海トラフ地震時の対応について「何ができて、何ができないのか」今からキチンとした計画を明確にしてください。

8 性的マイノリティへの差別解消やジェンダー平等をめざす市政を

- (1) 日本のジェンダーギャップ指数は先進国でも最低の状況で、行政が率先してこの解消に務める努力が要請されています。山陽小野田市自

身のダイバーシティの取り組みとともに、性的マイノリティやジェンダー平等など性差別解消に向けた具体的な行動計画を策定して下さい。

(2) 山口県、宇部市、山口市ではすでに「パートナーシップ宣言」による性的マイノリティへの差別解消に対して、行政姿勢を明確にして率先して取り組んでいます。山陽小野田市としても「パートナーシップ宣言」を行い、性的マイノリティの差別解消やジェンダー平等の市政への明確な対応をすべきではありませんか。

(3) 「生理の貧困」対策の一環として、山口県内でも多くの自治体で小中学校やふれあいセンターなどの女子トイレに無料の生理用品を設置しています。

山陽小野田市は以前より小中学校の保健室で生理用品の提供をしていて、生徒との対話等のメリットを強調していますが、体育の授業等でも生理であることが恥ずかしくて口にできない生徒もあり、すべての生徒が気兼ねなく安心して利用できるような対応が必要ではありませんか。

9 学校給食費の未納対策と給食費無償化推進を

(1) 学校給食の公会計化に伴い給食費未納問題が顕在化している。山口県教委によると公会計を実施している県内13市町の小中学校で、多くの児童の給食費未納があるとのこと。山陽小野田市内の各小中学校での学校給食費の未納児童数と滞納額について明らかにして下さい。

(2) 給食費未納児童の家庭状況など、未納となっている理由についての程度具体的に調査がされているのでしょうか。例えば払いたくても払えない家庭に対しては、就学援助など具体的な援助措置や対応策が必要ではありませんか。

(3) 公会計上、給食費未納に対する請求権や滞納処分は今後どのようにされるのでしょうか。ことの性質上、法的な措置等の対応はすべきではないと考えますが。

- (4) 市の独自の給食費無償化の対策と同時に、国に対して学校給食費の無償化推進強く要請すべきではありませんか。

10 市民の生命を守る防災対策と避難所や医療連携を

- (1) 東日本大震災以降、昨年1月の能登半島地震における被災後の行政対応にたいしても厳しい批判が生まれています。せっかく助かった生命が、その後の劣悪な避難所生活や医療連携の不備等に起因する「災害関連死の方が、地震等による「直接死」よりも多いとの統計結果が発表され衝撃を与えています。

旧態依然とした行政の避難所設置や運営、医療連携のあり方を再度見直し、根本的に改善してください。

- (2) 山陽小野田市では災害時の「自助・共助」が協調され、「公助」の責任と役割がややもするとあいまいにされるきらいがあります。例えば行政が設置する避難所への冷暖房完備や避難所での個人のプライバシーや健康維持に配慮して、必要な量の段ボールハウス、段ボールベットや飲料水の確保等は必要な量の確保が要請されています。避難所での電源喪失の場合に対応した、ソーラー発電機や蓄電池等の機器が確保されているのかなど、行政の責任を明確にしてください。

- (3) 市内中心部には海拔ゼロメートル地帯があります。「南海トラフ地震」の被害想定では甚大な津波被害が予想されていますが、ハザードマップによる避難訓練や日常的な市民の安全確保に関しても、単に市民個人の自己責任にせず、行政がもっと積極的に温度をとって市民の生命と健康を守る必要があります。

- (4) 山陽小野田市では「南海トラフ地震」の被害想定でも、火災による被害が想定されていません。山陽小野田市内にも活断層があるのにどのような地震規模になるのか想定されていないのはなぜですか。漏電による火災も予想される中「感震ブレーカー」など今後の地震対策に備えるための必要な補助制度を具体的に検討して下さい。

- (5) 先日、南海トラフ地震の被災訓練が自衛隊を含め、「市役所が浸水した」との想定で行われました。「災害死を一人も出さない」との想

定での訓練でしたが、実際、市役所周辺など広範囲が0メートル地帯であり、当然、市民病院も被災想定地域に建設されています。被災時に特に役割のおおきな市民病院が機能不全に陥る可能性も以前から強く指摘されていました。

①市民病院の敷地内にヘリポートが設置されていますが、被災時に機能するのか設置場所の再検討が必要ではありませんか。

②被災時に被災者の受け入れやトリアージが現状の市民病院で本当に機能するのか、市民病院自身の被災時の想定訓練や対応策について再検討が必要ではありませんか。

【回答】

1（社会福祉課）

（1）生活保護費の支給事務については、国が定めた基準に基づき実施しています。平成25年から国が実施した生活扶助基準改定については、令和7年6月27日の最高裁判決を受けて、国から追加給付を行う方針が示されましたので、国の方針に基づき対応していきます。

なお、生活扶助基準額については、国が一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じて改定を行っており、令和7年度の見直しにおいて、物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、令和7年10月からは生活扶助の特例加算を一人当たり月額1,500円に増額し、令和8年度10月より、さらに1,000円増額することになっています。

（2）生活保護制度における級地については、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としており、全国の各市（区）町村毎の消費水準の測定結果により国が設定しています。

また、級地の見直しについて、国への要望は、山口県が市町の意見を

集約し行っておりますので、山口県へ報告いたします。

(3) 生活保護の申請があったときは、生活保護法第24条の規定に基づき、申請のあった日から14日以内に保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知することになります。ただし特別な理由がある場合は、これを30日まで延ばすことができます。

14日以内に通知が出来ない場合は、同条の規定に基づき当該通知書にその理由を明示すると共に申請者に対して事前にその理由等を説明しております。

引き続き迅速な処理及び申請者に対する懇切丁寧な説明に努めてまいります。

(4) 生活保護法第28条第3項の規定において、同条第1項の規定による立ち入り調査を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは提示することとなっています。ケースワーカーは生活保護法施行規則第4条により定められた証票を携帯したうえで訪問活動を行っております。

生活保護法は、すべての国民に対し無差別平等に最低限度の生活を保障するものであり、保護の決定実施に当たっては、公平公正な取り扱いに努める必要があります。そのために生活保護担当職員は、法律、保護の実施要領等を熟知し、これを遵守するとともに、生活保護利用者の実情を客観的立場で把握したうえで保護を決定実施する必要があります。また、生活保護担当職員は生活保護利用者の立場や心情をよく理解し、懇切丁寧に対応し、積極的に良き相談相手となるよう心がける必要があると考えております。

(5) 現在ケースワーカーに社会福祉士の有資格者はおりません。社会福祉法第18条第1項では、「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。」と規定されています。また、同法第19条では社会福祉主事の任用資格が定められており、「市の補助機関である職員とし、年齢18年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ次のいずれかに該当するもののうちか

ら任用しなければならない。」とされています。その任用要件のうちの1つとして「社会福祉士」があげられています。社会福祉士を必ず任用しなければならないような規定はなく、現在ケースワーカー8名は任用要件の1つである「学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目をおさめて卒業したもの」に該当し任用しております。

在任中の社会福祉士の資格取得については、国家試験の受験資格を得るには、福祉系大学等を卒業することや一般大学を卒業した者であれば一般養成施設等に1年以上修学する必要があるため、在任中の資格取得を保障することは困難であると考えます。

ケースワーカーについては、山口県が開催する研修会等を積極的に受講し、資格の有無にかかわらず技量の向上を図っております。

女性ケースワーカーについては、現在1名を配置しております。男性には伝えづらい女性ならではの相談など女性ケースワーカーの対応が必要な場面には女性ケースワーカーが同席、同行訪問をするなど、生活保護利用者が安心して相談できるような体制づくりに努めております。今後の増員につきましては、全体の職員配置を考慮のうえ、検討していきたいと考えております。

(6)「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）」が2021年（令和3年）に成立・施行されました。この法律では、地方公共団体における事務の処理の内容の共通化、住民の利便性の向上、地方行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を特定したうえで、地方公共団体がこれらの事務の処理に利用する情報システムは、関係府省が省令で定める標準化のための基準に適合しているものである必要があるとされています。

生活保護業務もこの標準化の対象業務となっており、令和7年11月に国が作成した標準仕様に準拠して開発したシステムに移行しました。これにより、「支給明細」の帳票については厚生労働省が定めた仕様に基づき、全国共通の様式となりました。

(7) 生活保護制度では、「生活保護法による保護の実施要領について」

の第7の2（6）のウの規定により、保護開始時に持ち合わせがない場合、災害により喪失し、災害救助法等他制度からの措置がない場合、転居の場合であって、新旧設備の相違により使用できない場合、犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合、のいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合に限り73,000円の範囲内でエアコンの購入費用を支給することが可能とされています。生活保護制度においては、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入や買換え等していただくものであり、保護費のやり繰りによって購入等が困難な場合には、生活福祉資金貸付を活用していただくことも可能としています。生活保護制度外でエアコン設置費用を助成している自治体がありますが、現段階では、エアコンの購入や買替え等の援助措置の導入をする予定はありません。

また、冬季加算の増額と夏季手当の復活について、国への要望は山口県が市町の意見を集約し行っておりますので、本件につきましては、昨年度も報告しましたが、再度、改めて山口県へ報告いたします。

なお、生活扶助基準額については、国が一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じて改定を行っており、令和7年度の見直しにおいて、物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、令和7年10月からは生活扶助の特例加算を一人当たり月額1,500円に増額し、令和8年度10月より、さらに1,000円増額することになっています。

（8）通院移送費の支給については「生活保護のしおり」やホームページに記載しており、その内容については、利用者にわかりやすいものとなるよう適宜見直しを行っております。また、申請方法の説明については、生活保護利用者に寄り添った丁寧な説明をするよう努めてまいります。

2（建築住宅課）

(1) 今後も維持していく団地のうち、有帆団地A・B棟だけが20アンペアのブレーカー2回路のみで、主幹ブレーカーがありません。そのため、片方のブレーカーに負荷が偏り、複数の家電を同時に使うとブレーカーが遮断されやすい状態です。分電盤を改修して30アンペアの主幹ブレーカーに子ブレーカーを3個以上設置し、そのうち1個をエアコン専用の回路にすると、電気の使用が分散され、現状よりもブレーカーが落ちにくくなりますので、段階的に分電盤の取替を進めてまいります。

(2) 昭和40年代から50年代に建設された市営住宅では、当時の設計上、エアコン専用コンセントは標準で設置されていないため、入居者の負担で設置をお願いしております。

市が一律に設置費用を負担すると、すでに自己負担された方との公平性の課題や多額の財源負担が生じるため、現時点では市の負担による一括設置は困難であると考えております。

(3) 市営住宅における入居者の住み替えにつきましては、公営住宅法及び市条例において、特別の事由がある場合には、事業主体が適切に判断のうえ住み替えを認めることができる旨が定められております。

このため、本市では「住替入居取扱要領」を定め、審査を客観的かつ公正に行うため、住み替えを希望される方に特別の事由を証明する書類の提出をお願いしているところです。

ご提案のありました、運用の改善につきましては、公平性・客観性の確保や運用方法の在り方など、整理すべき課題があるものと認識しております。従いまして、今後、県内他市の運用状況も参考としつつ、高齢者の住み替え要件や手続の一層の簡素化について、検討・協議してまいりたいと考えております。

(4) 市営住宅のうち、団地内の入居者数が50人以上であるものについては、消防法第8条の規定により、年1回以上、消火器の取扱いを含む「消火・通報・避難訓練」を実施することとされています。

現在、各団地においては、入居者が主体となって消防署の協力等を得ながら訓練を実施していただいておりますので、引き続き訓練の実施をお願いするとともに、市としても関係機関と連携し、入居者の皆様がいざとい

うときに対応できるよう周知・啓発に努めてまいります。

(5) 既存の市営住宅へのエレベーター設置につきましては、社会資本整備総合交付金を活用することができます。なお、当該交付金の増額につきましては、国及び県の財政状況並びに予算配分の仕組み等の見直しが必要であることから、現時点では極めて困難な状況であると認識しております。

しかしながら、ご要望の趣旨を踏まえ、県や他市町と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

(6) 市営住宅の駐車場区画線（白線）が著しく薄くなっている箇所については、現地確認のうえ、順次引き直しを行ってまいります。

(7) 市では、入居手続等における連帯保証人選任に関する要領を定め、入居希望者の真摯な努力にもかかわらず連帯保証人が確保できない場合、そのことを理由に入居できないといった事態が生じないように「特別な事情があると認められる方」には、連帯保証人の選任を免除する規定を設けています。

この「特別な事情があると認められる方」とは、「生活保護法第37条の2の規定により、家賃を納付する手続きをとる生活保護の受給者」、「60歳以上の者又は60歳以上の者及び18歳未満の者で構成されている世帯で市営住宅等に入居等することが決定したもの」及び「市長がやむを得ない事情があると認める者」を規定しております。

また、入居手続等における連帯保証人選任に関する要領において、家賃債務保証業を営む者（いわゆる保証会社）を連帯保証人として選任できることとしておりますので、保証会社の活用により連帯保証人の確保が図れると考えております。

3 (1) (商工労働課)

本市においては、持続可能な地域公共交通を形成するため、山陽小野田市地域公共交通計画を策定し、市内の公共交通の体系を位置づけ、様々な諸施策を進めています。

具体的には、地球温暖化防止のため、毎年6月、12月に市内一斉ノ

ーマイカーデーを設定するとともに、既存の路線バスの路線見直しや運行の効率化を図るなど、地域住民のニーズを踏まえ、利便性の高い公共交通網の形成を図ることとしています。

また、過度に自動車に頼る状態から公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段に適度に利用する状態へ少しずつ変えていくモビリティマネジメントの取組を普及させるため、小学生に対する鉄道教室やバス教室の開催、山口東京理科大学の学生に対する鉄道やバスの利用に向けた情報提供により意識醸成の促進を図っています。

(2) (高齢福祉課)

高齢者の移動手段に対する支援の必要性については理解をしているところですが、バス、タクシー等の交通手段に係る補助制度には、多額の予算が必要となることから、実施することは難しい状況です。

(3) (商工労働課)

交通系 I C カードについては、市内を運行するバス会社のうちサンデン交通が令和 3 年 3 月から n i m o c a を導入し、宇部市交通局は令和 4 年 3 月から I C O C A を導入しています。また、船木鉄道においては、令和 8 年 2 月にキャッシュレス決済機器を導入しています。

交通系 I C カードやキャッシュレス決済機器の導入により、利用者において乗車券の購入が不要であり、小銭不要でスムーズな乗降が可能となること、乗継・通学・高齢者割引などのサービスをストレスなく使用できること、キャッシュレス決済機能など多様なサービスを簡潔に利用できること、外国人を含む域外からの不慣れな旅客の利便性も向上することなど、多くの利用者の利便性向上につながります。これらは、各バス会社がそれぞれの運行サービスの一環として実施しているものであることから、本市としては、公共交通の利用促進の観点から、引き続きバス会社に対し、交通系 I C カードやキャッシュレス決済機器によるサービスの拡充について呼びかけてまいります。

(4) (商工労働課)

本市では、公共交通に関するマスタープランとして、令和 5 年度から

9年度までを期間とする山陽小野田市地域公共交通計画を定め、基本方針である「活力と笑顔あふれるまちをいつまでも支え続ける地域公共交通」の実現に向けた取組を進めているところです。

計画の中では「地域の実情に合わせた支線の再編」を施策の一つに掲げており、支線となる路線バスの見直しや、コミュニティバス及びデマンド型交通の見直し等に取り組むこととしています。

具体的な協議の場としては、本市が設置している山陽小野田市地域公共交通会議において、市民公募委員のご意見もお聞きしながら、バスやデマンド型交通について、御利用いただく皆様のニーズに合ったダイヤとなるよう、また、御要望の多い目的地を行き先に組み込むなど、使っていただき易い輸送サービスの提供に努めているところです。

(5) (商工労働課)

本市の公共交通に関するマスタープランである「山陽小野田市地域公共交通計画」において、利用者の利便性向上に向け、鉄道や路線バス、コミュニティバス、デマンド型交通の見直しを図るための諸施策を講じることとしています。

具体的には、J R 小野田線の鉄道とバスの共通乗車実証事業により実質的な増便を図り、利用者目線でメリットのある相互利用の取組を推進しています。また、コミュニティバスについては、御要望の多い目的地を行き先に組み込むなど、ニーズに応じた運行となるよう見直しを行っています。デマンド型交通においては、高泊地域を運行する「とまり号」についてA I デマンドを導入し、より効率的なルートの運行を行うこととしています。

今後も、利用者がより快適に公共交通を利用できるよう、地域公共交通計画に基づき、既存の公共交通網の見直し等に努めてまいります。

4 (1) (障害福祉課)

本市では、呼吸器機能障害3級以上で身体障害者手帳の対象となる方には、窓口で手帳を交付する際に「障がい福祉のしおり」をお渡しし、酸素濃縮器の使用に要する電気料の一部を助成する事業があることを御案内しています。

5（保険年金課）

（1）令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。

本市国民健康保険における令和7年12月時点のマイナ保険証連携率は78.12%、同利用率は74.24%となっており、連携率、利用率共に伸びている状況です。

マイナ保険証への移行は、国主導で進められている制度であり、国民健康保険の保険者である市としましては、国に対して紙の保険証の継続を求める考えはありませんが、被保険者の皆様がこれまでどおり安心して医療を受けていただけるよう、関係法令に則り、適正な事務を行ってまいります。

（2）医療費一部負担金の減免制度につきましては、市ホームページに概要や申請手続き等を分かりやすく掲載しており、制度の周知を図っております。

今後も、必要とする方が適切に本制度を利用できるよう、被保険者への周知に努めてまいります。

（3）令和8年度は保険料率の改定は予定しておりませんが、今後も被保険者数の減少や医療費の増加による財政の悪化、基金残高の減少により国保財政は厳しい状況が続くことが見込まれることから、持続可能な国保財政を維持していくため、基金残高等を考慮しながら、適切な保険料率の設定について検討してまいります。

6（1）（高齢福祉課）

高齢化の進展により介護給付費の増加が見込まれる中、介護サービスが必要な方が過不足なくサービスを利用できるよう介護保険制度を維持するため、引き続き給付の適正化及び介護予防、自立支援、重度化防止の取組を積極的に行うとともに、基金の適正管理・活用を行い、介護保険料負担の軽減に努めてまいります。

また、介護保険料が払えない方に対しては、引き続き本人の生活実態

等の確認をしっかりと行い、適正な事務の実施に努めてまいります。

(2) (高齢福祉課)

介護度が高く、かつ低所得である方に対しましては、介護サービス利用時の自己負担が軽減される「介護保険負担限度額認定制度」や、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」等の支援策を御案内し、経済的な負担の軽減に努めております。また、入所が困難な方には、引き続きケアマネジャー等と連携を図りながら、本人や御家族の状況に応じて必要な相談支援を行ってまいります。今後も国・県の動向を注視しつつ、介護が必要な方が適切なサービスを利用できるよう努めてまいります。

(3) (保険年金課)

後期高齢者医療保険料の納期については、年金からの天引きとなる特別徴収の方法による場合を除き、普通徴収として本市条例の規定に基づき9期の納期に分けて徴収しています。

また、本市では、法令に則り後期高者医療保険料の徴収業務を行っており、保険料の徴収方法に関して必要な事項は法令で定められていることから、市独自の徴収方法を定める必要はないと考えています。

7 (病院局総務課)

(1) 救急患者の診療は医療機関単独の問題ではなく、地域全体で取り組む問題となっています。救急患者の受け入れは、収入増加と地域医療への貢献の面からも、既に積極的な受け入れについて取り組んでおります。

なお、市民病院内に別の「急患診療所」を開設することは、医療法上想定している医療機関の形態ではないことから、非常に困難です。

(2) 「公立病院の赤字は当然」との認識は持っておらず、複数の経営改善策について、関係部署で日々取り組んでいるところです。

経営改善策として、これまで病床数の削減による外来管理加算等の取得やDPC対象病院への移行、ベンチマークを活用した価格交渉の徹底など様々な収入増加・確保対策及び費用削減・抑制対策を実施し、経営改善に取り組んでいます。

(3) 南海トラフ地震を想定した業務継続計画を策定しています。法令改

正や実際の地震などを契機に、必要に応じて見直しを行っています。

8 (1) (市民活動推進課)

令和5年3月に、第4次さんようおのだ男女共同参画プランを策定しており、「ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成」を重点項目の1つとして掲げています。誰もが互いの違いを受け入れ、個性や能力を尊重しあい、一人ひとりを大切にすることで、ジェンダー平等意識を形成し、固定的な性別役割分担や性別の違いに関する偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めることとしています。

(2) (市民活動推進課)

本市では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、正しい理解と認識が深まるよう教育、啓発活動に努めています。第4次さんようおのだ男女共同参画プランの中で「ジェンダー平等の視点に立った市民意識の醸成」を重点項目の1つとして掲げており、ジェンダー平等の推進のための具体的施策として“パートナーシップ制度の調査・研究”を挙げています。パートナーシップ宣誓制度につきましては、性的マイノリティ当事者の方々の県内での転入転出の際の手続きの簡素化等を勘案し、市単独でのパートナーシップ宣誓制度の導入ではなく、県のパートナーシップ宣誓制度に基づき、事実婚カップルと同等の行政サービスを提供することで、性的マイノリティ当事者の困りごとや生きづらさの軽減を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組みたいと考えています。

(3) (学校教育課)

学校において家庭の経済的な理由により生理用品を準備できない、いわゆる生理の貧困は、取り組むべき課題と認識しております。

各学校においては、生理用品を必要としている児童生徒に対して、保健室にて養護教諭が渡しています。これは、児童生徒が保健室に来室することを契機として、養護教諭とのコミュニケーションを深め、自身や家庭の様々な日常的な悩みについて相談することにより、一人一人に寄り添った支援をすることを目的としています。

今後、生理用品をトイレへ設置することについては現場の要望を捉えて対応していきます。

9（学校給食センター）

（1）山陽小野田市内の各小中学校における本年度の滞納額は、年度途中につき金額は出ておりませんが、令和6年度の給食費未納者数は89人、未納額は2,221,465円となっています。また、令和3～5年度における滞納者数は156人、滞納額は5,604,242円となっています。

（2）現在、具体的に個々の家庭の状況を調査する体制は整っていませんが、分納誓約を行う際には家庭の状況をお聞きしながら分納計画を作成しています。

また、経済的困難を抱える家庭に対しては、就学援助について説明を行うなど、具体的な支援策を提供するよう努めてまいります。

（3）公会計上、未納に対する請求権は市にあります。法的措置をとることは最終手段とし、分納計画の提案や就学援助制度の周知を行うなど、柔軟な対応を心がけています。

（4）給食費無償化につきましては、相応な財源が必要となります。恒久的な財源が確保できないため、市独自による無償化実施は困難な状態です。国に対して、小学生の給食費の補助金増額、また中学生への給食費補助の拡充についても、引き続き強く要望し地方自治体の財政負担を軽減するよう働きかけてまいります。

10(1)（社会福祉課）

災害は予測が困難で、その規模や種類によって必要な備品は変わります。このため、防災備品の備蓄については、今後も適宜見直しを行い、災害応急対策に必要な資機材等を備蓄することで、市民が安心して避難できる環境を整備してまいります。また、円滑な医療連携の方策を研究するとともに、市民のプライバシーを尊重した避難所運営が行えるよう、避難所担当者への教育にも努めてまいります。

(2) (総務課)

「逃げ遅れがゼロ」のためには、「事前の備え」と「発災直後の行動」が生死を分ける重要な要素となることから自助（自らの命を守る初動行動）や共助（家族・地域での助け合い）の役割を強く意識することが、生存率向上に直結します。

また、南海トラフ地震等の大規模広域災害では物流の停滞が発生するとともに、警察・消防を含む公助を担う職員も一緒に被災するため、公助が届くまでの時間を乗り越えるためにも、自助・共助が大切です。続けて、被災後の避難生活における環境整備は、「公助」として、行政の重要な責務です。そのため、本市では、簡易ベッド、テント式パーティション、給水タンク、簡易トイレの備蓄を計画的に行うとともに、民間事業者との協定により、非常用電源及び冷暖房設備の確保に努めているところです。

以上のとおり自助・共助・公助が連携し、一体となった防災対策を実施できるように引き続き、地域コミュニティにおける防災活動の支援を行ってまいります。

(3) (総務課)

本市のゼロメートル地帯については十分認識しています。

ただし、南海トラフ地震の被害想定では、津波到達までに4時間程度あるとされており、防災の専門家は、一貫して「早期避難が最大の防御策」と示しています。

避難場所で必要となる生活用品や避難経路については、避難する市民ごとに、その生活環境や体調面などの事情により異なります。このため、市では出前講座や防災イベント等を通じて災害が発生する前に、自身の事情に応じた避難経路確認を含めたマイタイムライン等の作成及び持ち出し品の準備について周知しています。

防災は、事前の備えが大変重要ですので、引き続き市民の皆様「気づき、考えていただく」機会として、出前講座等を通じて周知してまいります。

(4) (総務課)

国及び県による本市の南海トラフ地震被害想定は、本市にある建物の構造別建物棟数、建築場所、地形・建物密集度や延焼条件等の詳細分析に基づいており、その結果、火災による死者数は「0人」と想定されています。これは、活断層の有無にかかわらず、木造住宅の密集度が大都市圏ほど高くないこと、延焼拡大条件が限定的であること、消防体制や地理的条件などについて科学的根拠に基づき総合評価した結果です。

しかしながら、火災による被害が全くないということではなく、漏電火災対策としての感震ブレーカーは有効な手段の一つであり、地震による電気火災対策には大変効果的であるため、出前講座等で周知を行っているところです。補助金制度については、大変安価な簡易タイプが市販されていることから検討する予定はありません。

(5) (病院局総務課)

①ヘリポートが被災時に機能するかどうかは、災害の種類や程度によると思われます。現在のヘリポートの設置場所の管理は適切に行っており、再検討が必要であるとは考えておりません。

②毎年、市の総合防災訓練に参加しており、被災時に発生する可能性のある様々な課題の確認、対応等について検討しています。